認可保育所整備の手引

令和7年版

中央区 福祉保健部

保育課 保育計画係

電話:03-3546-5739

中央区における認可保育所の整備について

1 保育所とは

保育所とは、保護者が働いていたり、病気などのために家庭において保育が困難であるお子さんを、保護者に代わって保育することを目的とする児童福祉施設です。(児童福祉法第39条)

中央区に認可保育所を設置する場合、児童福祉法第35条の規定により、東京都知事の認可 が必要となりますが、認可の申請は中央区を通じて行いますので、設置を計画する場合は「中 央区福祉保健部保育課保育計画係」へご提案ください。

なお、ご提案は、この手引き及び参考資料をご覧になった上で、電話でご連絡ください。 電話:03-3546-5739(平日午前8時30分~午後5時00分)

また、認可保育所の設置は、人口及び就学前児童数の状況並びに周辺の開発状況、交通利便性等の地域の現状、近隣の保育所等の配置状況や入所状況、開設可能時期などを考慮し、総合的に判断します。

【参考】

- 1 認可保育所入所における流れ
- (1) 保護者は、区からの情報提供を受けて、入所希望先を明記して申し込みます。
- (2) 区は、入所の要件を確認した上で、入所を承諾します。希望者が入所定員を超過する場合は、児童の状況に応じて区が利用調整をします。
- (3) 入所承諾された児童は、当該保育所に入所します。
- (4) 保育所は、入所児童の保育を行います。通常の保育時間のほかに延長保育を行う場合もあります。
- (5) 保護者は、児童の年齢と世帯の所得に応じた保育料を区に納付します。
- (6) 私立保育所は、入所児童数に応じた運営費を区に請求します。
- (7) 区は、請求内容を確認した上で、運営費を交付します。

2 東京都認証保育所とは

東京都認証保育所は東京都認証保育所事業実施要綱に基づき、設置者が区を通じて東京都に申請し、東京都が認証を行っています。概ね認可保育所に準じていますが、主な違いは次のとおりです。

区分	認可保育所	認証保育所	
申込方法・入所決定	区に申込み、区が入所承諾	保育所に申込み、利用者と直接契約	
保育従事者	保育士	6割以上の保育士	
開所時間	原則、11時間	13時間以上	
保育料	区が決定、区が徴収	220時間以下の月額最高保育料が決められている。その範囲内で各保育所毎に決定し、保育所が徴収。	

2 保育所の設置について

(1) 設置主体について

中央区における私立認可保育所の設置主体は、社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO等の法人格を有し、「保育所の設置認可等について」(平成12年3月30日児発295号)に定める審査基準を満たすものとなります。

(2) 事業者の要件

ア ご提案時に認可保育所(地域型保育事業を除く)又は東京都認証保育所の運営実績が1年以上ある保育事業者とします。

イ 既存施設の視察を行う必要があるため、東京都、埼玉県、千葉県又は神奈川県内で の運営実績が望ましいです。

(3) 遵守すべき基準について(設備関係)

保育所の認可に当たっては、以下の法令、条例及び関係規程の基準を満たすことが必要となります。(以下に掲げた法令、条例及び関係規程が全てではないのでご注意ください。)

- ・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
- ・東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則
- 保育所設置認可等事務取扱要綱
- 東京都保育所設備・運営基準解説
- ・国通知「不動産の貸与を受けて保育所設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月 24日雇児発第0524002号)
- ・国通知「国または地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設 を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日児発第732号)
- 建築基準法及び関係法令
- 消防法及び関係法令
- ・東京都福祉のまちづくり条例

(4) 定員について

ア 定員は60人以上とします。ただし、継続した保育需要が見込まれる等の要件を満た す場合は、60人未満の定員でも認めることがあります。

イ 1歳児が最大となるよう定員設定を行ってください。

(5) 開設時期について

令和8年度中の開設が望ましいです。

以下「東京都条例等」とする。

(6) 留意事項

- ア 保育所の提案に当たっては、(3)に掲げる法令等を遵守し、整備を行うことができる かどうか、慎重に検討の上、保育課保育計画係に確認及び相談をしてください。
- イ 保育室は、1階に設けることが望ましいですが、2階以上の階に設ける場合は、一 定の要件を満たす必要がありますので、関係法令等に十分留意してください。

また、本区では現在、保育室を3階以下の階に設けるようお願いしておりますので、4階以上の階には休憩室、更衣室、調理室、倉庫等の園児が立ち入ることのない設備を配置してください。

各保育室の有効面積は必要面積に余裕を持たせてください。(例:定員60名の場合、 $+2\sim3~\mathrm{m}$)

- ウ 当該物件に係る検査済証等の必要書類が全てそろっていることを確認してください。
- エ 本区での運営実績がない場合は、既存施設の視察等により運営状況を確認させてい ただきます。
- オ 園庭が確保できない場合は、代替遊戯場を確保してください。(原則徒歩5分圏内)
- カ 水遊びができるスペース、駐輪スペース(定員の1割程度)、バギー置場(0、1歳 児の定員程度)、及び避難車置き場を確保してください。
- キ 物件をご提案いただいた後で、オーナーやテナントに反対されることが多いため、 あらかじめオーナー等の意向を確認してからご提案願います。
- ク 施設の整備及び施設の運営を円滑に進めるためには、周辺住民の理解と協力が必要 となりますので、あらかじめ保育所開設を周知して、説明会を開催するなど理解と同 意を得るように努めてください。

3 保育所の運営

(1) 職員配置

- ア 東京都条例等及び国通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号)に定める職員配置を満たすものとします。別添資料「保育所職員配置一覧(国基準・区基準)」を参照してください。
- イ 職員の経験年数のバランスに配慮してください。施設長については、認可保育所での経験年数がおおむね10年程度あり、施設長の経験があることが望ましいですが、少なくとも主任を複数年経験している職員としてください。また、基準保育士については、認可保育所での経験年数が少なくとも平均して5年程度になるようにしてください。
- ウ 保健師・看護師及び調理員の職員配置は区基準としてください。(区独自補助加算有り)
- エ 嘱託医については、区が医師会と調整し紹介を受けた医師と、区が定める条件以上

の内容にて嘱託契約を締結していただきます。

(2) 開所日

開所日は、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から1月3日 までの日を除く毎日となります。

(3) 開所時間

開所時間は、7時30分から19時30分まで(18時30分から19時30分までは延長時間)を基本とします。延長時間については、延長保育料を保護者から直接徴収します。また、区から補助金を交付します。なお、19時30分以降は独自事業として延長保育を実施することも可能です。

※ 延長保育

延長保育は、月極保育とスポット保育があります。

ア 月極保育は18時30分から19時30分までで、区が決めた延長保育料を直接徴収して ください。

※19時30分以降の月極延長保育の実施を希望される場合はご相談ください。

イ スポット延長保育(18時30分~19時30分)は1回400円とします。

※19時30分以降のスポット延長保育の実施を希望される場合はご相談ください。

(4) 保育所運営費

- ア 区からお支払いする運営費は、人件費及び事業費となっており、保育所の定員規模 や入所児童の年齢区分等により保育単価が異なります。
- イ 保育所の会計は、株式会社であっても、「社会福祉法人会計基準の制定について(平成23年7月27日雇児発0727第1号 社援発0727第1号 老発0727第1号)」に従い、処理を行ってください。
- ウ 運営費の使途については、「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保 育所に対する委託費の経理等について(平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903 第6号)」に従ってください。

(5) 区からの指導助言

区が行う保育内容等に関する指導助言を積極的に受け入れ、その指導助言に対する改善を図ってください。

(6) 外部評価

東京都福祉サービス第三者評価を3年に1回以上受審し、その評価結果を公表し、常 にその改善を図るよう努めてください。

4 保育所の施設整備に係る補助制度

建物を借り上げて施設整備を行う場合に、次の項目について予算の範囲内で補助します。 ただし、補助内容については令和7年4月1日現在のもので、今後変更する場合があります。 なお、自己所有物件の創設により施設整備を行う場合も予算の範囲内で補助しますので、 補助内容については保育課保育計画係までお問い合わせください。

(1) 賃貸物件の施設改修に係る費用

ア 補助対象

社会福祉法人、学校法人、株式会社、NPO等の法人格を有するもの

イ 補助対象経費

建物を借り上げて保育所を設置し、保育を提供する場合に必要な設備整備及び改修整備等に要する費用

※改修費等は、建物の躯体工事等を除く内装工事等に限ります。

ウ 補助基準額

東京都が実施する区市町村に対する補助事業における補助基準額と同額

※東京都の補助内容が変更された場合や補助事業が終了した場合は、補助基準額も変動します。

【参考】 令和5年度

• 改修経費

定員 31~ 40名 159,750,000円 41~ 70名 182,100,000円 71~100名 236,550,000円 101~130名 284,700,000円

• 高騰加算

※改修経費が上記補助基準額を超えた場合

定員 31~ 40名 39,937,000円 41~ 70名 45,525,000円 71~100名 59,137,000円 101~130名 71,175,000円

工 補助率 (令和5年度)

補助基準額の15/16

※実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額の15/16

オ その他

本補助制度を活用する場合は、区の契約手続きの取扱いに準拠してください。詳細は、 別添資料「私立認可保育所開設等における施設整備工事に係る契約指導要領」を参照し てください。 (2) 賃貸物件の賃借料(中央区私立認可保育所施設賃借経費補助要綱参照)

ア 補助対象

区と合意の上、建物を借り上げて整備した保育所の本園又は分園

- イ 補助対象経費
- (7) 開設前建物賃借料

建物を借り上げて保育所を設置し、保育を提供する場合に貸主に対して支払う次の経費(敷金は除く。)

- ① 礼金(開設月の1年前の月から開設月の前月までの間に支払ったものとし、かっ、建物賃借料及び共益費の2か月分までを補助対象とします。)
- ② 開設前1年間の建物賃借料及び共益費 ただし、①及び②の合算額は建物賃借料及び共益費の1年分を限度とします。
- (イ) 開設後建物賃借料

建物を借り上げて保育所を設置し、保育を提供する場合に貸主に対して支払う開 設後の建物賃借料に要する費用

- ・開設日から10年目まで 建物賃借料及び共益費
- ・11年目以降 建物賃借料(消費税を除く)
- ウ 開設前建物賃借料

補助率:補助対象経費の3/4

補助上限額:3,500万円

工 開設後建物賃借料

補助率

- ・開設日から5年目まで 補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額 の7/8
- ・6年目以降 補助対象経費から本要綱以外で得た施設賃借経費に係る補助金の額を控除した額 の3/4

補助上限額

- ・開設日から3年目まで
 - 4,500万円
- ・ 4年目から10年目まで
 - 3,500万円

•11年目以降

建物賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍以上 3,500万円

建物賃借料及びその消費税の年額と公定価格の賃借料加算額との乖離が3倍未満 2,000万円

(3) 開設準備経費

ア 備品整備費

補助基準額

・遊具及び絵本: 4万円×定員数

・遊具及び絵本以外(消耗品は対象外):6万円×定員数

補助率:補助基準額の15/16

※実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額の15/16

イ 非常通報装置(学校110番)整備費

補助基準額:30万円

補助率:補助基準額の10/10

※実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額の10/10

(4) ICT設置費(保育業務支援システム導入費)

補助基準額:110万円

補助率:補助基準額の3/4

※実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額の3/4

ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外

(5) 安全対策強化整備費(ベビーセンサー等導入費)

補助基準額:50万円

補助率:補助基準額の3/4

※実支出額が補助基準額を下回る場合は、実支出額の3/4

ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外